

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社及び当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組みます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、次のとおりです。

- (1) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
- (2) 株主、お客様、地域社会、取引先、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 当社グループの中核たる持株会社として取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
- (5) 株主との建設的な対話に努めるとともに、株主との建設的な対話を促進するための体制整備や株主構造の把握に努める。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2020年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

#### 【原則1-3】

当社は、売上高営業利益率、自己資本当期利益率(ROE)などを財務指標とする資本政策の基本方針を定め、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを追求し、開示できるよう検討してまいります。

#### 【原則5-2】

当社は、今後、経営や事業に関する戦略とともに、自社の資本コストを的確に把握した上で、売上高営業利益率、自己資本当期利益率(ROE)等の数値目標を掲げ、株主の理解が促進するように努めてまいります。また、それらの実現に向けた各種施策も併せて株主総会等において説明して行くように努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

すべての原則について、2020年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

#### 【原則1-4】

当社は、中長期的な経営戦略及び企業価値の向上のために、投資先との業務関係強化・取引円滑化・財務政策などの観点から必要かどうかを総合的に勘案し、当社グループの企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で上場会社の株式を保有することを基本方針として定めております。また、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、可能な限り縮減していくことを基本方針とし、取締役会で個別の政策保有株式の保有意義、並びに経済合理性等を検証の上、保有継続の可否および保有株式数を見直しております。

政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件で賛成することはせず、当社グループ及び投資先双方の企業価値の向上に資する議案が否かを慎重に判断し議決権行使を行うことを議決権行使の基準として定めております。

なお、当社が上場会社の政策保有株式の議決権行使の際に着目する項目は以下のものが含まれます。

- ・コンプライアンス違反の有無
- ・重要な資産の譲渡
- ・合併または完全子会社等による株式の異動
- ・有利発行による第三者割当増資
- ・敵対的買収防衛策の導入
- ・一定期間連続での業績赤字
- ・債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈

#### 【原則1-7】

当社は、会社及び株主共同の利益を保護するため、関連当事者間の取引を行う場合には、利害関係の生じるおそれのある取締役を決議から除き、独立社外取締役や監査等委員である取締役の意見を求め審議した上で、承認を得ることを定めております。また、関連当事者間の取引状況については、適宜、取締役会に報告するとともに、会社法・金融商品取引法等の関連法令、証券取引所が定める規則に従って開示しております。更に、取締役及びその近親者と会社との関連当事者間取引の有無については、定期的に調査を実施しております。

#### 【原則2-6】

当社における企業年金の積立金の運用は、国内の複数の運用機関へ信託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないように配慮しています。当社は、運用機関に対するモニタリングなどを適正に行うために四半期毎に経理・総務部門の専門性を有した当社役職員による運用結果の審議等を通じ、基金の運営全般の健全性を確認しています。

#### 【原則3-1】

(1) 当社の経営理念については当社HPにおいて、経営戦略や経営計画については、株主総会の招集通知や決算短信において開示しております。

URL: <https://www.kawada.jp/csr/governance/philosophy/>

(2) コーポレートガバナンス基本方針を策定し、当社HP上で開示しております。

URL: <https://www.kawada.jp/csr/governance/corpgovernance/>

(3) 取締役の報酬は、次の方針に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

- ・取締役が短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ・取締役が在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること
- ・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること

取締役(非業務執行取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に連動した変動報酬で構成しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した月額報酬の範囲内で、監査等委員会で決定しております。

(4) (取締役の選任及び解任) 当社は、次の選任方針に基づき、広い見識、豊富な経験、使命感、責任感、及び改革を推進する能力等の資質があり株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で審議の上、取締役候補者として指名しております。

- ・当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
- ・公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監督し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- ・独立社外取締役については、当社の「社外取締役の独立性基準」を満たし、社外取締役としての役割を十分認識しうる者
- ・監査等委員である取締役は、取締役の職務執行の監査を適切に行うほか、企業経営や特定の専門領域における豊富な経験・実績、見識を有し、当社経営課題について、的確な提言・助言を行いうる者

取締役会は、取締役の職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、指名・報酬委員会の答申を受け、株主総会の招集及び同総会への当該取締役解任の議案提出について審議を行っております。

(代表取締役の選定及び解職) 取締役会は、代表取締役を選定する場合には、人格識見に優れ、責任感を有する者を、指名・報酬委員会の答申を受け選定しております。また、取締役会は、代表取締役がその職責を十分に果たしていない、または代表取締役として不適任と認められるときは、指名・報酬委員会の答申を受け解職します。

(5) 取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者全員について、株主総会の招集通知において選解任理由、及び経歴を開示しております。なお、取締役(代表取締役を含む。)候補者の指名及び解任に当たっては、上記(4)の方針並びに手続きに基づき決定しております。

#### 【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規則、稟議規程、職務権限規程に、取締役会、社長、担当取締役、部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議・決裁しております。取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款、社内諸規程で定められた重要事項を、公正な判断基準に基づき、最善の意思決定を行っております。

#### 【原則4-8】

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め9名で構成され、そのうち3分1以上の4名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役は、弁護士、税理士、企業経営経験者等という多彩で豊富な経験と見識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような役割・責務を果たして頂いております。

#### 【原則4-9】

当社は、「社外取締役の独立性基準」を満たし、社外取締役としての役割を十分に認識しうる者を、独立社外取締役の候補者を選定しております。当社の社外取締役の独立性基準の概要は、以下のとおりです。

「当社取締役会は、社外取締役が現在または最近において、以下のいずれの項目にも該当しない場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 2親等以内の親族が、当社子会社の業務執行者
2. 本人が当社の主要な取引先の業務執行者、または2親等以内の親族が当社の主要な取引先の業務執行者
3. 本人が当社を主要な取引先とする会社の業務執行者、または2親等以内の親族が当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
4. 本人または2親等以内の親族が、当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
5. 本人または2親等以内の親族が、当社の監査法人に所属する者
6. 本人または2親等以内の親族が、当社から多額の寄付を受けている団体の業務執行者」

#### 【原則4-11、補充原則4-11-1】

当社は、次の選任方針に基づき、広い見識、豊富な経験、使命感、責任感、及び改革を推進する能力等の資質があり株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で審議の上、取締役候補者として指名しております。

- ・当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
- ・公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監督し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- ・独立社外取締役については、当社の「社外取締役の独立性基準」を満たし、社外取締役としての役割を十分認識しうる者
- ・監査等委員である取締役は、取締役の職務執行の監査を適切に行うほか、企業経営や特定の専門領域における豊富な経験・実績、見識を有し、当社経営課題について、的確な提言・助言を行いうる者

#### 【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役は、それぞれ他の上場会社等の役員を兼務しておりますが、兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督又は監査業務を適切に果たすことが出来るものと考えております。なお、社外取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っております。

#### 【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性を高めることを目的に、毎年1回、取締役会全体の実効性の評価を行っております。評価方法及び結果の概要は以下のとおりです。

##### (1) 評価方法

社外を含む全取締役および全監査役を対象とした自己評価を実施。

##### 【評価項目】

- ・取締役会の構成に関する事項
- ・取締役会の運営に関する事項
- ・取締役会の議題に関する事項

・取締役会を支える体制に関する事項

取締役会において上記の結果に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(2)評価結果の概要

当社の取締役会は、当社取締役会全体の実効性が確保されていると評価しております。

当社は、本実効性評価を踏まえて、引き続き取締役会全体の実効性の向上を目指し、継続的な改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、新任の取締役の知識、経験等の実状に合わせてトレーニングの必要性を確認し、必要な場合はその機会を適宜提供すると共に、新任の独立社外取締役には、就任に当たり当社グループの組織、事業及び財務、経営課題の説明や主要拠点の視察等も含め情報の提供を行っております。また、取締役として必要な知識の習得を行うために適宜、外部のセミナー等を活用する機会を設けております。なお、取締役が参加するセミナー等の費用は会社が負担することとなっております。

【原則5-1】

当社は、IR担当取締役を選任し、主に経営管理部をIR担当部署としております。経営管理部にて、投資家から電話取材等のIR取材を受け付けるとともに、個別の面談等も行い、IR担当取締役等が説明を行っております。また、投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上の観点から対話を行っているとともに、インサイダー情報管理に留意しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	836,053	14.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	530,900	8.98
株式会社北陸銀行	284,746	4.81
株式会社三菱UFJ銀行	265,706	4.49
川田テクノロジーズ社員持株会	214,450	3.63
GOVERNMENT OF NORWAY	207,700	3.51
川田工業協力会持株会	187,290	3.17
富士前商事株式会社	141,865	2.40
三菱UFJ信託銀行株式会社	100,000	1.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	98,500	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	金属製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山川隆久	弁護士													
高桑幸一	他の会社の出身者													
高木繁雄	他の会社の出身者													
福地啓子	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

山川隆久				<p>弁護士としての豊富な経験と知識を有し、その専門的見地から当社の経営全般に提言していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化ができると判断したため、当社の社外取締役として就任して頂いております。同氏に対して顧問弁護士報酬を支払っていましたが、その金額は月額約20万円であり、当社が他の弁護士に支払っている報酬と同程度であり、かつ、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に照らしても当社から多額の報酬を得ているものとはいえません。また、同氏との契約内容は、一般的な法解釈についてのアドバイスや実務対応についての助言が主たるものであり、その他の独立役員の属性として、規定にある項目に該当するものではありませんでした。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断しています。</p>
高桑幸一				<p>北陸電力(株)の取締役、常勤監査役を務め、経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、当社の経営を強化するため社外取締役に適任と判断しております。</p> <p>また、同氏は、当社及び当社子会社との間に特別の利害関係もなく、当社の経営陣から独立した立場で社外取締役の職責を担っていたものであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。</p>
高木繁雄			<p>当社グループの基幹事業会社である川田工業(株)等の主要借入先である(株)北陸銀行の出身であり、1998年から2013年6月まで同行の取締役でありました。また、北陸銀行は当社の株式を4.81%保有(2021年3月末時点)しております。</p>	<p>2012年6月より、当社の社外監査役を務めておりますが、金融界での貴重な経営に基づく財務・会計に関する専門的な識見及び他の企業での社外監査役としての実績に基づき、当社の監査を実施しております。また、当社グループの主要借入先で、株主でもある北陸銀行の取締役に就任していましたが、2013年6月に退任し、現在は同行の特別参与の職にあって、業務執行者には該当していません。したがって、同氏と直接利害関係を有するものではなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えます。</p>
福地啓子				<p>国税局長、税務大学校教授を歴任し、国税庁退官後は税理士として活躍しており、その専門的知識と経験を基に社外者としての客観的立場から社外取締役をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏は、当社及び当社子会社との間に特別の利害関係もなく、当社の経営陣から独立した立場で社外取締役の職責を担っていたものであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。</p>

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会事務局を設け、スタッフを配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会事務局のスタッフは監査室の職員が兼務しており、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、または人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとし、執行部門からの独立性と監査等委員会事務局のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査に立会うなどして緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

上記における指名委員会に相当する任意の委員会、および報酬委員会に相当する任意の委員会は、指名・報酬委員会として同一のものである。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものです。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役が株価変動リスクを当社株主の皆様と共有することで、当社グループの将来的な企業価値の増大に貢献するものと考え付与するものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。(金額の単位:百万円)

【区 分】                      【報酬等の総額(百万円)】                      【報酬等の種類別の総額(百万円)】                      【対象となる役員の員数(名)】

【基本報酬】 【業績連動報酬等】 【非金銭報酬等】

取締役(監査等委員を除く)	46	39	6	-	8
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(0)	-	(2)
取締役(監査等委員)	21	21	0	-	3
(うち社外取締役)	(5)	(5)	(0)	-	(2)
監査役	5	5	0	-	4
(うち社外監査役)	(1)	(1)	(0)	-	(2)
合計	73	66	6	-	15
(うち社外役員)	(15)	(15)	(0)	-	(6)

本支給額は2020年4月1日から2021年3月31日までの支給実績を記載しております。

上記には、2020年6月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役4名(うち社外監査役2名)を含んでおります。なお、当社は2020年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、次の方針に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

- ・取締役が短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ・取締役が在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること
- ・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること

取締役(非業務執行取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に連動した変動報酬で構成しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した月額報酬の範囲内で、監査等委員会決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局として専任のスタッフを配置し、取締役会の開催に際しては、資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会における監督機能の強化、業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することによる経営の意思決定の迅速化を図るため、2020年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行しました。また、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会、取締役会のコンプライアンスに関する諸施策の意見形成機関としてグループコンプライアンス委員会を設置しています。

### 1. 取締役会

取締役会は、取締役9名(監査等委員である取締役3名を含む)で構成されており、構成比は社内取締役である川田忠裕氏、渡邊敏氏、川田琢哉氏、宮田謙作氏及び井藤晋介氏の5名並びに社外取締役である山川隆久氏、高桑幸一氏、高木繁雄氏及び福地啓子氏の4名と、1/3を社外取締役に占めております。なお、社外取締役全員を、独立役員として東京証券取引所に届出をしております。

取締役会は、代表取締役社長である川田忠裕氏を議長として、原則として毎月1回開催し、当社グループの「経営理念」、「活動方針」及び「川田グループコンプライアンス憲章」に基づき、経営戦略、経営計画等、重要事項に関する討議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を随時行い、企業統治の強化を図っています。

### 2. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。社内出身者の井藤晋介氏を常勤の監査等委員とし、また監査等委員会事務局を設けることにより、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図る体制としております。監査等委員会は、委員長を常勤の監査等委員が努め、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時開催してまいります。

監査等委員は、取締役会への出席や内部統制システムを利用した取締役の業務執行の監査・監督の実施、内部監査部門報告や関係者への聴取などを実施しております。

### 3. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の候補者指名及び報酬決定を行うにあたり、取締役会による客観的かつ合理的な判断を担保し、もって良好なコーポレート・ガバナンスの実現に寄与することを目的として、取締役会からの諮問に応じて随時開催され、答申を行っております。

同委員会は、独立社外取締役である山川隆久及び高桑幸一の両氏、並びに代表取締役川田忠裕氏、総務担当取締役宮田謙作氏の4名で構成され、山川隆久氏が委員長を務めています。

### 4. グループコンプライアンス委員会

グループコンプライアンス委員会は、取締役会がグループコンプライアンスに関する施策を決定する際の意見形成機関として、グループコンプライアンスに関する事項を審議し、取締役会に対する提言、報告を行うことを目的として、原則として年1回開催し、必要に応じて随時開催しております。同委員会は、コンプライアンス担当取締役である渡邊敏氏、グループ各社の総務部門長及び社外委員である顧問弁護士で構成され、渡邊敏氏が委員長を務めています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を選択することにより、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与すること等によって、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、意思決定の迅速化及び中長期視点の議論の更なる充実を図る体制を構築すること、取締役会が、独立社外取締役等で構成する「指名・報酬委員会」及び弁護士等で構成する「グループコンプライアンス委員会」等からの答申や提言を受け

意思決定することで、法令遵守と透明性の高い経営を実現するとともに、企業統治の確立において極めて有効な経営監視機能を果たすものと考えていることから当該体制を採用しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	令和3年開催の第13回定時株主総会より採用しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年開催の第8回定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年開催の第8回定時株主総会より株式会社「CJ」が運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	令和2年開催の第12回定時株主総会より英文での狭義の招集通知を作成し、ホームページに掲載を行っております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後に、グループ会社の事業活動状況等の説明会を開催しております。 現状においては、新型コロナウイルスの影響など諸般の事情を鑑み、取りやめております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。 現状においては、新型コロナウイルスの影響など諸般の事情を鑑み、ビデオ形式による説明をホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「株主・投資家情報」サイトに有価証券報告書・決算短信・コーポレートガバナンス状況等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「川田グループコンプライアンス憲章」を制定し、全ての役員・従業員にコンプライアンスに対する意識付けを行うとともに、各ステークホルダーの立場の尊重に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページの「CSR」サイトに社会貢献活動や環境関連活動の取組みを掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRに関する当社の基本方針に基づき、各ステークホルダーに対し有用な情報を積極的かつ公平に提供しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2020年6月26日開催の取締役会決議により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の内容の一部改定しました。改定後の当該体制の内容は以下のとおりであります。

#### 記

- 1) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社および当社グループ会社のコンプライアンス体制の基盤となる「川田グループコンプライアンス憲章」に基づき、職務の執行にあたっては法令および定款を遵守することを徹底する。  
当社の取締役会に対する意見形成機関として、当社および当社グループ会社のコンプライアンス担当などで構成する「グループコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制を強化する。  
当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する組織、教育、監視、通報、行動マニュアルなど、内部体制ならびに関連諸制度を整備し、適宜に検証・改善を行う。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書など」という）に記録し、「文書取扱規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」などに基づき、担当部門において適切に保存および管理する。  
取締役は、必要ある場合は文書などを閲覧することができる。
- 3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社および当社グループ会社のリスク管理を行うため、「リスク管理規程」により当社グループ会社の横断的なリスクマネジメント体制を整備する。  
当社および当社グループ会社において予防および危機発生時の対応措置としてのガイドライン、マニュアルの作成、周知、研修などを行う。また、当社グループ各社の総務部門を主管とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を図る。
- 4) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループ経営目標・方針など、重要事項の決定については、事前に当社グループ会社の社長、取締役、執行役員などと十分な審議を行った上で当社の取締役会に諮る。  
原則として、毎月1回開催する当社の取締役会においては、当社グループの経営概況および重要な経営施策の実況の報告を受け、その内容を検証する。また、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する。  
ITなどを活用して経営目標および業務遂行状況をレビューするなど、情報システムの有効な運用により、意思決定の迅速化・効率化を図る。
- 5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
企業行動規範としての「川田グループコンプライアンス憲章」、コンプライアンスの組織体制・運用などに関する規程、その他行動マニュアルなどを、全使用人がITなどにより常に最新の状態で確認できる環境を維持する。  
当社の監査室は内部監査部門として当社および当社グループ会社のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、当社の社長、コンプライアンス担当役員、監査等委員会に報告する。  
当社法務部によるグループ法務研修を定期的に開催し、コンプライアンスおよび法令等に関する情報の提供を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・啓発活動を行う。
- 6) 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社および当社グループ会社共通の精神的基盤としての「社訓」の基に、各社はその業態に適合するコンプライアンス体制を定め、施策を実行する。  
当社および当社グループ会社の業務に関しては、「関係会社業務処理規程」に基づき、所定の事項について承認または報告を受ける体制を維持する。  
当社グループ会社は、当社による経営指導内容などが法令に違反し、またはその疑義が生じた場合は、当社監査等委員会に報告を行う。  
当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）及び当社グループ会社の監査役による「監査役等協議会」において、当社グループ各社における監査の状況報告および意見の交換を行う。
- 7) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会は、監査室所属の使用人に監査等委員会等の運営ならびに監査業務に必要な事項を命ずることができる。  
監査等委員会から監査に必要な業務命令を受けた使用人は、その業務命令に関して取締役の指揮命令を受けない。  
監査室所属の使用人に対する人事的処遇に関し、担当取締役は監査等委員会の求めに応じてその事由などを説明する義務を負う。
- 8) 当社および当社グループ各社の取締役および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制および報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員は、当社および当社グループ各社の取締役会その他の重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる。  
当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。なお、報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
  - ・当社グループの内部統制システムに関わる部門の活動状況
  - ・当社の子会社の監査役および内部監査部門またはこれに相当する部門の活動状況
  - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
  - ・当社グループの業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ・当社グループの内部通報制度の運用および通報の内容
  - ・当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧監査等委員は「グループコンプライアンス規程」に基づき、「グループコンプライアンス委員会」に出席し、その報告を受け、意見を述べるることができる。  
当社監査等委員会に報告を行った当社および当社グループ各社の取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも受けないことを周知、徹底する。

9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役・会計監査人などとの意見交換会の開催を求めることができる。また、必要に応じ弁護士、税理士などの助言を受けることができる。

監査等委員会は、監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調整などを求めることができる。

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項と監査等委員会監査との連携を図るため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。

10) 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社及びグループ会社は、「川田グループコンプライアンス憲章」に反社会的勢力への対応として以下の事項を明記し、全役職員に周知しております。

1. 社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。
2. 如何なる理由があろうとも、反社会的勢力を利用せず、また、不当な要求は断固として断る。
3. 民事介入暴力に対し、社員を孤立させず組織的に対応する。また、行政当局や法律家等の支援を得て対応する。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社及びグループ会社は、反社会的勢力排除に向けて、「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務部を中心に警察等行政当局や顧問弁護士と緊密に連携し対応する体制を構築している。

また、役職員による反社会的勢力との関与の排除等を徹底するため、内部通報制度及び懲戒規程を整備するとともに、「川田グループコンプライアンス憲章」、「コンプライアンスガイドブック」及び「川田グループ暴力団対応ガイドライン」に基づく研修を継続的に実施している。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(会社情報の適時開示における基本方針)

当社は、完全子会社である川田工業(株)の各事業部及び川田工業(株)の各子会社の総務・経理部門との相互連絡を通じて、事業に関するリスクを迅速に把握し、総務担当役員及び経理財務担当役員並びに総務部・経理部が投資判断に重要な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合には、的確な情報開示を速やかに行うことを基本とします。

(会社情報の適時開示における社内体制)

1. 会社情報の適時開示管理責任者及び情報取扱責任者はIR担当役員とします。
2. 各子会社の所管部は、内部情報の集約に努め、会社の業務等に関して重要な影響を及ぼす事実等が発生した場合には、速やかにIR担当役員又は総務担当役員に連絡します。
3. IR担当役員の指示のもと、総務部、経理部、又は経営管理部は適時開示が必要な情報であるか否かを東京証券取引所の適時開示規則に照らし確認を行います。
4. IR担当役員が適時開示の必要性を確認した場合には、代表取締役社長に報告するとともに適時開示書類を作成し、遅滞なく適時開示を行います。

(会社内部の情報管理体制について)

当社及び当子会社では、会社内部の情報の把握・管理・公表のため「インサイダー取引防止規程」を制定し、重要事実に関する情報の厳重管理や役職員の株券等の売買に制限を設け、インサイダー取引等の発生防止に努めます。

